

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年 8月 22日

横浜市契約事務受任者  
にぎわいスポーツ文化局長 足立 哲郎

1 契約の概要

エアコン室外機修繕

2 履行(納品)場所

中区海岸通1-1

象の鼻テラス

3 契約日

令和6年7月30日

4 履行日又は履行期間

令和6年8月8日

5 契約金額

726,000円(税込)

6 契約の相手方(名称及び所在)

東京都大田区大森西3-29-7

ダイキン工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

象の鼻テラス全館に供給しているエアコンの室外機のうち3台中1台の故障が発生した。当該エアコンの運転能力が低下し、早急に対応しなければ象の鼻テラスの運営及び来場者の健康状態に支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

迅速な対応が可能な業者を選定した。

9 所管課

にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課